



府公第 113 号
平成30年6月12日

一般社団法人 日本建築学会関東支部
支部長 近藤 典夫 殿

内閣府大臣官房公文書管理課長
畠山 貴晃



「憲政記念館（尾崎記念会館）の保存活用に関する要望書」について（回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、過日頂戴しました、「憲政記念館（尾崎記念会館）の保存活用に関する要望書」において、同建物の持つ歴史的価値等について大変貴重なご提言を賜りまして誠にありがとうございます。

要望書にも記載されておりますが、同建物は憲政の功労者である尾崎行雄を記念して、二段階設計競技により選ばれた海老原一郎によって設計されたもので、芸術性や意匠性に加えて、建築史的観点からも重要な建物であると認識しております。

今回新たな公文書館を整備するに当たり、上記認識のもと同建物の取扱いについても検討しましたが、事業成立性の観点等から建物自体の保存が困難であると判断し、建替えをすることに致しました。

他方、建替後の憲政記念館については、現状の利便性を維持した上で、現在の建物が有する歴史的価値を尊重し、そのビルディングエレメントや単位空間の活用や再築を検討することとしております。併せて、現在の建物の調査・記録保存を行って参りたいと考えております。

何卒、事情ご高察の上、ご理解賜りますようお願いいたします。

敬具